

平成20年 9月 定例会（第3回） - 09月17日 - 03号 - P.100

◎総務部長（林俊明君） 公共施設の管理体制についての御質問にお答えします。

さきの6月定例会で、小川議員の御質問にお答えいたしました。市で統一した財産台帳により一元管理をするために、現在、財産管理台帳システムの導入に向け、本年度より本庁及び支所の関係職員でワーキンググループによる作業部会を立ち上げました。

現在、公簿台帳との照合や財産区分の確認等の作業を進めているところであります。

今後、土地においては現況確認等で時間を要する作業も想定されますが、順調に進めば一、二年をめどに公有財産の一元管理を進めてまいりたいと思っております。

また、市有財産の中でも建物については、本来の行政目的を持った行政財産が大半であり、その施設の管理もそれぞれの所管課で行っているところであります。

今後は、システムの導入を見据えた中で、管財課を中心として関係の所管課と協議調整をしながら、施設の現状の把握に努めるとともに、建物の貸し付け等の可能な施設があれば、行政財産を普通財産に分類がえしていく中で、施設をできる限り有効に利活用してまいりたいというふうに思っております。何とぞ御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

平成20年 9月 定例会（第3回） - 09月17日 - 03号 - P.100

◎観光推進部長（小西貞義君） 御質問の指定管理料の算出基準についてであります。指定管理料の算出においては、それぞれの施設における過去の収支の状況を調査した上で、その数値に指定管理者としての経営努力を加味し、調整した数値を指定管理料として算出しております。

また、地域振興公社との取り決めについてであります。施設の指定管理料は同様の数値により算出しておりますが、指定管理施設が広域多岐にわたるため、統括する本部事務所が必要であることから、平成19年度から各施設の指定管理料に事務所経費を上乗せしているところであります。

以上です。